

「永久平和」論考

— 神父サン・ピエールの研究 —

根 岸 國 孝

第一章 永久平和案解説

「永久平和案」(Projet de la paix perpétuelle)より正確には「ヨーロッパに平和を永久的ならしむるための草案」(Projet pour rendre la paix perpétuelle en Europe)は、ナント条約の締結された翌年、一七一三年に二巻本としてヌトレビトで出版され、これに對して行はれた、或いは行はれたことあるべき駁論に回答した第三巻は、更に三年後、「キリスト教元首間における永久平和條約草案」(Projet de traité pour rendre la paix perpétuelle entre les souverains chrétiens, Utrecht, 1717)として上梓された。

だが、本書の骨子として「ヨーロッパに平和を永久的ならしむるための覺書」(Mémoire pour rendre la paix perpétuelle en Europe, Cologne 1712.)は、ナント条約締結の年に發表され、また、本書全三巻を要約した「永久年平和案概要」(Abrégé du Projet de paix perpétuelle, Rotterdam, 1729.)⁽¹⁾は著者自らの手で、「書拔」(Extrait du projet de paix perpétuelle de M. l'abbé de Saint-Pierre)は、ディン夫人の要請に基づいて J. J.

Rousseau の手を経てそれぞれ作成されたものである。以下サン・ピエール神父の永久平和論の概略を、主として「概要」に基いて示そうと思う。

* (1) 概要の第二版は一七三八年に出版された。

標題はこの時代の常として長く、「永久平和案概要、アンリ大王（註、Henri IV のこと）の發明になり、（註、イギリスの）エリザベス女王とその後繼者ジャック王、更に諸共和國、諸君主の贊同せられしもの。之をヨーロッパの一般的事態の現狀に適合せしめ、一般的には、すべての生れた、生れ出すべき人間にとつて、個別的には、すべての王者と王室にとつて無限に有益なることを證明す。佛蘭西翰林院學士、神父サン・ピエール著。」というのである。因みに、神父の平和案はアンリ四世のそれと直接には何の關係もないと云はれ、神父は有名な不敬事件で一七一八年にアカデミーから追放されているのであるから翰林院學士ではない。

頁をめくれば「國王へ奉る書翰」の形で「これは御先祖の中で、最も有名、最も尊ときアンリ大王の案である」としてルイ十五世に獻じている。

續いて「版元だより」があり、「彼の『永久平和案』を讀まなかつた者がありませんようや？」と宣傳大に努めている。しかし神父はその長い著作生活において未だ嘗つて自費出版でなくては引受けて呉れる本屋を見出したことはなかつたそうである。

更に厄介なことには「永久平和」という文句である。Pax perpetua とは永眠の意味であつて、お布施で足りない坊さんがアドルムを賣つて金もうけをしようというのだろうと世間は笑つた。このアドルムを王様に獻じたのだから

貰つた方でもあましたであろう。一大奇書である。

・「永久平和案概要」の本文は五つの命題^{プロポジション}からなる。第一命題はヨーロッパ^{ヨーロッパ}同盟の基礎となる五つの條款に各國が調印しない限り、過去ならびに將來の條約の履行、内亂、戰爭の防止を期待し難いこと、第二命題は永久平和を享受するにはこれ等の五條款で充分なることを示し、第三・第四・第五の命題は夫々、(3)ドイツ皇帝にとつて、(4)フランス王にとつて、(5)他のすべてのヨーロッパの君主にとつて、最も重要な商議事項はできるだけ多くの他の元首をしてこれらの基本的五箇條に調印せしめることである所以を明らかにする。本文に續いて一九二七年の巴里平和豫備條約についての解説^{ナブルサン}があり、最後に、「駁論及び回答」が載せられてゐる。

第一命題 基本的五箇條

「こゝ九年か十年以來、ヨーロッパにおいて人々がアンリ大王の平和を極めて堅固なものとする偉大なる案の解明^(註、永久平和案全三卷のことらしい)を讀むようになったので」、國際紛争を戰爭によらず常置的な會議で調停又は裁判によつて解決することが不可能でないとの考え、各君主が權利の主張を譲つてもその代償として現在保有する領土や權利を保全できれば大なる利益であるとの意見が強くなつてきたのは眞に喜ばしい。(註、?!)

* (1) Abrégé du projet. Edition de 1729, pp. 8—9.

歐洲諸國間に永續的平和をもたすための基本的條約の五箇條とその説明^{エクスプレシヤン}は「概要」二二頁—三五頁に與えられてゐる。

第一條 基本的條款に調印した元首の間には爾後、永久的同盟が存することになる。その目的、或はそれから生ずる

利益は次の九つである。(1)戦争の不幸に對する十全の保證、(2)内亂の不幸に對する十全の保證、(3)國土保全の十全の保證、(4)國內の既存の秩序に従つて元首自身とその家とが主權を保有することに對する從來よりはるかに大なる保證、(5)安全を増大しながら、軍事費の莫大な減少、(6)通商の繼續と安全より生ずる毎年の收益の極めて大なる増加、(7)法規の改善、(8)將來の紛争を費用と危険を伴はず、より速かに解決する十全な保證、(9)過去及び將來の條約の速かにして確實な履行の十全な保證。これ等の九大利益によつて、領土問題につき現狀を維持し、最近の條約を履行することの不滿は相殺されるであらう。又、同盟を強固にするため、出来るだけ多くの國の參加を求めることが、條約違反者を制ちゆうするためにも、又、仲裁裁判、常設的裁判所を構成するためにも、必要である。

第二條 各加盟國はその國民所得に比例し、但し、公債の負擔などを勘考した上、大同盟の安全と共同支出とに對して據金する。この據金は毎月同盟諸國の全權委員により、その常設會議の所在地において、投票の比較多數によつて假決定され、四分の三によつて最終決定される。

第三條 加盟國は自己と子孫との名において永久に干戈に訴えることを放棄し、紛争は總會の所在地において殘餘の加盟國の調停に委ねるが、調停が成功せぬ場合には、他の加盟國の常任全權委員の裁判に託す。この裁判は、假判決の五年後、多數決で最終判決とする。

第四條 加盟國が大同盟の判決、規則の履行を拒んだり、反對の條約を結んだり、戦争の準備をした場合には、大同盟は武器をとつて彼に攻撃を加え、判決、規則を履行させる。そのための損害、支出は大同盟の検査官の査定に従つて賠償されねばならぬ。

第五條 加盟國は、同盟により多くの堅實性、安全性を與えるために必要な條款を多數決によつて加えることができるが、満場一致でなければ基本的五條款を變更することはできない。

第二命題⁽¹⁾ 基本的五條款は永久平和のための充分な條件である。

* (1) *Abregé*, pp. 36—41.

一、ヨーロッパの強國が五箇條に調印し、舉つて他の國に調印を求めれば、數ヶ月のうちに殆んどすべての國は調印するであろう。誰もヨーロッパ總同盟の敵とみなされたくないから。

二、總同盟が出来上り、加盟國に對する攻撃は同盟に對する攻撃ということになれば、龐大な軍事費を使つて列國を相手にしようとする者はでないであろう。

三、現存の領土、條約を相互に尊重するのであるから、君主間に生ずる紛争は必然的に規模の極めて小さいものであり、調停乃至裁判で簡單に解決できるであろう。

四、列國を敵にまわさねばならぬと思えば自己を最強者と考える同盟國はないであろう。従つて征服の誘惑をうけて同盟を去ろうとする者はあるまい。

五、加盟國の國內に暴動程度のものは起るであろうが、内亂は起らない。それは首領になろうという者がいないからである。何故かという、内亂を起せばヨーロッパ全體の兵力と戦はねばならぬので、成功の見込が全く立たないからである。

六、條約によつて或る種の讓歩、放棄を行つた者も、ヨーロッパ同盟によつて得られる九大利益に満足して、武力

を以て代償を求めようとはしないであろう。

七、一つの社會の中の市民間に争が起るように、同盟加盟國間に紛争が起つても、五箇條の調印を基として作られる仲裁裁判で處理できぬような重大なものではありえない。

八、條約は保證のない約束の蒐集にすぎないが、條約の履行と領土の現状の保全を目的として君主間に恒常的同盟が出来れば、各國は否應なしに相互の約束を履行し、又他から不正・攻撃・侮辱を受ける恐れがなくなる。

九、同盟の脱退が自由であれば、恒常的社會とはいへない。ところが、脱退する者は加盟者一同の共同の敵とみなされるから、單に同盟の利益が良識ある加盟國を引止めるのみならず、處罰の恐怖が非常識な加盟國にも脱退を思い止まらせるであろう。

十、加盟國は同盟の安全その他の利益のために適當な手段を議決の方法で樹てることができるから、爾後、基本的五箇條とそれ等の豫防劑とは同盟を不可分のものとし、戦争を不可能とするに充分であろう。

第三命題 ドイツ皇帝 (Ibid, pp. 42—105)

今度はこの五箇條に調印することが各君主にとつて利益か否かを吟味して見よう。君主も人間であるから、他の人間と同じく、即ち彼等自身の幸福を増大するといふ以外の目的をもっているわけではない。そこで各君主の情念パッションによる偽の利益 (faux intérêts) でなく、眞の利益 (vrais intérêts) を検討して基本的五箇條に調印せざるを得ないことが證明できれば永久平和は遅かれ早かれ達成されるであろう。ところで弱少君主、王座に据り心持のよくない君主、左前の君主が同盟に参加しても不思議はない。問題は強大な、弱肉を食つて丸々と太れそうな君主、例へばドイツ皇

帝が、この五箇條の調印に彼の利益を見出すであらうかということである。これを次の四の觀點から吟味して見る。

一、名聲の増大

人間の價値は他の人間にとつて有益であるかどうか、又、かくあるための困難に比例して決定される。アツチラやタメルランの征服は人類に何等の利益も齎らさないから光榮あるものと云えない。しかるに非常の困難を犯してこの條約に署名すれば、ドイツ皇帝の、臣民にも人類にも、非常な利益をもたらすから、彼の名聲は大に擧る。

二、收入の増大

收入と勢力を増大したいという希望は人間の行動の最も普通な動機の一である。同盟が成立した場合、皇帝がヨーロッパで實力をもつて領土擴張を企てた場合、その投資は利潤を生まないであらう。それ以上に問題になるのは最近皇帝はハンガリヤをトルコから奪つており、更にダニューブ沿岸のトルコ領を手に入れる可能性が大である。しかるに五箇條に調印すれば單獨でこの有利な征服が行えなくなり、「大同盟の軍隊によつて征服される諸洲はヨーロッパ總同盟により同盟全體の利益のために共同で統治され、收入は大同盟の征服軍の維持費として使用されるであらう。これでは皇帝として全く算盤に合はないから、五箇條に調印しないであらう。」

……という有力な反對論があるが、皇帝は同盟に参加することにより、トルコ國境に二倍の駐屯部隊、従つて二倍の安全をうるに對し、その九分の一は同盟の軍事金庫から支拂はれるから、現在の支出の十分の一ですむであらう。それはベルシヤ・トルコに對するロシア皇帝の場合も同様である。

軍事費の節約、商工業の繁榮によつて生ずるであらう皇帝の收入増加等に等しいものを征服によつて得ることは不

可能である。

三、皇帝の玉座の安全と持續

オーストリア王家の現皇帝が男子を残す場合と、残さずに死ぬ場合がある。後者の場合には適當な遺言的處置が必要だ。前者の場合、競争者を制壓し、オーストリア王室を強大にすることがドイツ皇帝の玉座に同王室を長く止まらしむる所以だとの考えもあるが、皇帝にかゝる意圖があれば、當然隣國は強大なリーグを作つて對抗するであらう。又皇帝の敵は外部にのみあるわけではない。孤立した王室を陰謀家が倒す可能性は多いが、相互の保全のために多くの王室が聯合して居れば陰謀の成功の機會はないであらう。假りにオーストリア王家が他の君主を盡く倒してヨーロッパ帝國を築きえたとしても、お家安泰といえるであらうか。ローマ帝國の歴史をひもとけば各帝室の運命は平均僅か二十五年である。

四、遺言的處置の場合

皇帝は現在内親王ばかりで、男の子は生れないかも知れぬ。(註、これがオーストリア王位繼承戰の原因となつた。)従つて遺言によつて領地の處置を定めておかねばならぬが、ヨーロッパ同盟が出来れば、その力によつて遺言狀通りに皇帝の意志が行はれるとは限らない。皇帝にとつて同盟の成立をさまたげる方が利益だという説がある。しかし皇帝が同盟の成立に貢獻すれば、同盟から遺言狀の執行の保證をうることは容易であり、王位繼承の争いを未然に防ぐことができる。

第四命題 フランス王

(Ibid, pp. 105—123)

「永久平和」論考

フランス王の調印の利益を十二の觀點から考察する。(1)フランスは平時の國防費として陸上ならびに海上に莫大な費用を投じている。同盟に加はつて軍縮をやれば、「諸國も同時に、同じ比率で軍備を縮少する。ヨーロッパ同盟の検査官が年二回各君主の軍隊を調査し、ヨーロッパの内部で同盟の承諾なしに行う新らたなあらゆる軍備を全加盟國の安全のために禁するのである。(2)戦時における臨時軍事費は百年間に二倍から三倍になつた。過去によつて將來を論ずれば、この臨時支出は増大し續けるであろう。(3)戦争期間中外國貿易の中断によつて國王と國家に及ぼす損失と(4)インド會社に與える損失は莫大である。戦争が再びはじまれば生れて間もないこの會社は我が敵國の優つた海軍力によつて數年ならずして破滅するであろう。(5)財政制度の改善、(6)技術の改善、道路の修繕、「道路を舗装するため」の支出は國內商業の大なる増加によつて(支出に對し)五百パーセント以上の收益を」王國にもたらす。(7)學校・病院・マニユファクチャーの改善。「人の値打はその土地の値打でわかるといふように、王國の値打は住民の値打で、住民の値打は教育の値打でわかる。」(8)フランス法の改善は訴訟の源泉を減少させて人民に無駄な費用を省ぶかせる。(9)調印した場合の國王の收入とせぬ場合の收入の比較。(10)征服者の光榮と治平者の光榮の比較。(11)王室持續のための安全の増大。(12)將來の利益。何れも調印を可とする。

第五命題 ヨーロッパの他の諸君主 (121—135)

ヨーロッパの最強君主も條約に調印する方が利益であることが説明されれば、それ以下の君主が調印を利益とすることはいうまでもないが、その利益を個別的に吟味して見て、(1)スペイン王はペルー、メキシコの保全、これ等の諸港を開放する利益、皇子ドン・カルロスの立場、アフリカのスータ要塞の軍事費などを考えて見るに、調印すべきで

ある。(2)イギリス王としてバノーヴァーから輸入されたジョージ一世については、王位の保全、ドイツにある領土の保全、議會と國王との權限の現狀維持という點で、調印するに及くはない。(3)ポーランド王としてはドイツ皇帝の權力に公平な制限を課するウェストファリア條約の完全な履行によつて、選舉候としての地位を安定し、*Pacta conventa* の遵守を保證する同盟に参加してポーランド人の危懼を鎮める以外にその地位を安全にする方法はない。

假條約についての見解 (*Ibid.*, pp. 132—145)

一七二七年五月三〇日、ジブラルタルで大戦亂が始まろうとしたが、幸いにして翌三十一日諸君主が假條約に署名して、今後七年互に干戈を取らぬと協約したことは大事件である。しかし「ヨーロッパ諸國を過去におけるよりも、より安定した基盤の上に立つ平和によつてかゝる炎上から防ぐ手段を協同して求めんとする協約は、私の意見では、すべてのキリスト教國にとつてはるかに重大な別個の事件なのである」として、著者はこれが永久平和機構成立の序曲になることを期待している。

第二章 サン・ピエールの著作とその時代

第一節 「平和案」とフランス外交

「永久平和案」の研究が從來の如くたゞこれを實行に移すに當つての難點とか、ベンサム案、カント案等との優劣比較に止まつたならば殆んど無意味である。神父は政局擔當者の側近にあり、ある程度までその代辯者であり、その擔當者によつて實施されることを豫定して執筆したのであるから。又「永久平和案」を彼の他の著作と切離して論ず

るのも正しくない。これは彼の國內政治・經濟方策と表裏一體をなすものであるから。我々は「永久平和案」を彼のフランス再建策の一環と考え、當時のヨーロッパとフランスの政治・外交史を通じて彼の諸著作を眺めてみたい。

「永久平和案」がいつごろから構想されたかに就いては、Eduard Goumy, Joseph Dronet 以外の研究者は、神父が樞機官ポリニャックに隨行してユトレヒト條約締結までの外交交渉中においてであるとしているが、これは明らかに誤りである。「永久平和案」は一七一三年に出版されたが、その原案というべき「ヨーロッパに平和を永久的ならしむるための覺え書」は一七一二年即ちユトレヒト條約締結の年に發表されている。而してこの「覺え書」はルイ十四世の後繼者たるべくして、一七一二年二月に死んだブルボン公に恐らくは一七一一年中に奉つたものであるから、神父がユトレヒトに赴く以前に構想されたことは疑の餘地がない。

今日ではルーアン圖書館所藏の神父の原稿集に基いて、「永久平和案」の構想の起源は一七〇六年の冬における突發事故となつてゐる。即ち神父が生れ故郷ノルマンディー地方を旅行中、乗つていた籠がひつくり返つて壞れた時、彼は泥にまみれ雨に打たれながら數時間、西郷さんのように立ちつくし、瞑想にふけた。その結果生れたのが「道路修繕についての覺え書」(一七〇八)と「永久平和案」だということである。Dronetは「永久平和と神父の車がてんぶくしたサン・ピエール、エグリーズの泥道との間に如何なる相互關係があるのか。我々にはよく解らない。」(Dronet: L'abbé de St-Pierre, Paris, 1912 p. 108.)と述べてゐるが、これは「よく解らない」といふのが可笑しな話なのであつて、神父自身の作つた傳説によつても、彼は道路修繕案を考えてゐるうちに、非常にうるわしい靈感にうたれた、「それが君主間の紛争を戦争なしに終結するため、またあらゆる國民の間の永續的な通商を維持するための彼等相互

間の恒久的仲裁機關である。」と述べている如く、「永久平和案」は氣違ひに刃物を持たせず、商賣を續けて行こうというのであり、道路問題は後述する如く土木技術の問題ではなく、産業就中商業振興によるフランス經濟再建問題であり、之が國際關係の安定策と結びつくことは當り前の話である。

以上の理由によつて我々はサン・ピエール神父の平和案の構想が一七〇六年頃であるという説に賛成するものであるが、神父自身の放送にそのまゝ同調するものではない。何となれば大臣になるのが念願であつた神父は一七〇六年以前から、ルイ十四世が死んだらフランスを支配しようという野心家のグループに相當深く首を突込んでいたのであるから、そのグループの理論家として國際問題ならびに國內問題についてのプランを立てて居るべきであつたのである。彼の政治論集 *Annales politiques* の一節となつており、しかも何故か印刷に附せられなかつた文章（ルーアン圖書館の原稿中にありという。Drouet 前掲書、三五—三六頁）の中で「私は三十年間樞機官ジュボワと同じ屋根の下で暮し、或る交渉さえも持つていた、」そして彼の惡業・苦惱をながめているうちに大臣志願をやめて政治學者に止まらうと決心したと述べている。攝政オルレアン公の太鼓持から獨裁者にのし上つたフランス製道鏡と我が神父との交渉はどの程度のものであつたか。フランス外務省記録局にあるジュボワよりサンピエールに與えた手紙には、一七一七年イギリスとの重大な外交交渉のため國をあげたジュボワは神父が情報提供を怠つてゐるため、國內の陰謀に對する判斷の資料が不足することを訴え、君が奮勵努力してくれば、お禮として神父の *Mémoire sur le pédioste*（後述）*Projet sur l'éducation des damps* の獻策を實行するし、「私の交渉が失敗した場合、世界的仲裁裁判制を受け入れさせて私の名譽を回復しよう」といふかねてからの計畫」によつてお禮をすると書いてある。（*Archives du mini-*

stère des Affaires étrangères. Correspondence d'Angleterre, No 314.) 翌年二月二八日ジュボアがオルレアン公

に送つた手紙には「サン・ビエール氏がド・ナクレ氏を通じて私に送つていた通信を續けるよう攝政殿下から彼におすゝめ下さい」とある。(Ibid, No. 315) これによつて、神父のオルレアン公ならびにジュボアとの「或る種の交渉」がどの程度のものであつたかが解る。一七三〇年に、それが三十年以來だと書いているのであるから、逆算すれば一七〇六年あたりには政治學者サン・ビエールは泥道の突發事故のあるなしに拘らず、終戦案・經濟再建案を彼が首を突込んだ政治グループのために立てていたにちがいない。

一七〇六年説は更に外交史的見地からも裏付けられる。即ちフランスが正式に和平交渉を行つたのはこの年からであるから。ルイ十四世は戦争の繼續はますます自國に不利になると見て、敵國中で一番おだやかなオランダに對し和平を申し入れた。ところが當時オランダの實權者 Heinsius はイギリスの Marlborough オーストリアの ユージン親王と共に三頭執政官と呼ばれ、「オランダは聯合國と不可分に結びついており」單獨講和はできないと答えた。ルイはその後も絶えず和平を呼びかけたが、聯合國側の回答は次第に苛酷となり到底フランス側の受け入れられるものになかつた。

ところが一七一〇年の夏に情勢は急轉した。イギリス女王アンヌが好戰的なホイグ黨を却けて平和主義のトーリーに政權を委ねたのである。イギリスは勢力均衡と自由のために戦つていた筈である。しかるに均衡はオーストリア王家が強くなりすぎたという形で破られている。市民的宗教的自由の彈壓者としてもドイツ皇帝はルイ十四世よりも優れている。フランス王の下では兎に角文化が輝いたがドイツ帝國には無智と沈黙があるのみである。この上、無條件

降服を要求して戦を續けることはオーストリアに金と物を與えてヨーロッパ帝國を作らせる結果となり、アンヌ女王は後世のルーズヴェルト氏の如く大馬鹿者だと歴史家は評するであろう……と女王様は考えた。

一七一一年のはじめからオーストリアを出し抜いて英佛間に秘密交渉が開始された。ブルボン家出身のスペイン王フィリップ五世は退位するに及ばない等々、條件はフランスにとつて有利である。その間、英軍と佛軍の間に戦闘は繼續している筈であるが、怪我人はなかつた。たまりかねたオーストリアは翌年イギリスの不信をなじつたが、イギリスは單獨講和はしないが、戦争を續けたい者は自分の金でやつて呉れという回答が與えられた。その儀ならばとユージーン殿下に大軍を與えてフランスに攻め込んだがドナンで手ひどくたゞきつけられ、大量の軍需品まで奪われたので單獨で勝てる見込みがなくなつた……等の事件を経てユトレヒト條約が結ばれたのである。

以上の事實によつて推定されることは、神父が終戦方法について眞剣に考えだしたのは彼自身のいう如く一七〇六年ルイ十四世が和平を求めた年頃からであるが、「永久平和」の腹案が出来上つたのは一七一一年英佛間に和平交渉が秘密に行われはじめてからであろう。無條件降服か名譽ある平和かの見通しのつかぬうちに終戦後の平和機構を論ずるのはナンセンスだからである。

一七一一年六月二八日のオルレアン公爵夫人（註、攝政オルレアン公の母。神父は彼女の御付牧師であつた。）の書翰はこの事實を裏書きするものではなからうか。「わたくしの御付牧師長サン・ビエール神父は永久平和實現のための大計畫をたてています。書けましたら早速お送りしますが書き上げますかどうか心配です。だつてこのことでもう人からかわれどうですか。」だが人々の嘲笑も物かわ、翌年「覺え書」ができ上つた。神父はユトレヒトの會議

にはポリニャック樞機官の秘書として隨行するが、これはサン・ビエール伯夫人が彼の攝政オルレアン公夫人のお氣に入りでその推薦によるという。兎も角、本書は内外の要人に配付され、聽診器の役をした。これに對する反響を集めて、書き改めたのが「永久平和案」の最初の二卷である。従つて「永久平和案」がユトレヒト會議の結果できたという説は不正確であるが全然誤りというわけではなく、會議に間に合うように作られた草案の決定版だったのである。

「概要」は一七二九年に出版された。これは「平和案」が大きすぎるのでそれを要約し普及させるためと云はれてゐるが、それだけが目的とは考えられない。一七二三年にはジュボアとオルレアン公が相次いで死に、ブルボン公が政權を握り、神父は野に下つたのであるが、一七二六年には樞機官フルーリーがフランスの事實上の獨裁者となつてゐた。それに「平和案」時代のフランス外交の基調は對英協調とヨーロッパにおける現状維持であり、病弱なルイ十五世の一番近親として萬一の場合にはフランスの王冠も合せようと考へてゐたフィリップ五世のスペインとは冷淡な關係にあつた。フルーリーも Walpole と手を握り對英協調の點では變りはなかつたが、ルイ十四世の傳統に戻りスペインとも友好關係を保とうとした。そのスペインでは Riporda がドン・カルロスとマリヤテレサを結婚させてスペインとオーストリアを合併せようと企てたり「概要」の中で述べる如くジブラルタルで事件を起したり、ヨーロッパに戰爭の種をまき散らしてゐた。フランス自身も廢王スタニスラス一世の一人娘を王妃にむかえてポーランド問題には無關心たりえなくなつてゐた。かくてユトレヒト條約の基盤はぐらつてゐたので、ユトレヒトの再確認をさげぶことが「概要」の使命であつたろうと思われる。

一七三八年の「概要」第二版の時にはすでに逆コースは本格的になりフランスはポーランド王位繼承戰に加はりス

ペイン、サルヂニヤを誘つてオーストリアからローレンを奪つており、やがてはじまるオーストリア王位繼承戦の前夜にあつた。一七四〇年密貿易問題でイギリスとスペインの仲が険悪となつた時、フォントネールはフルーリーにあつせん方をすすめた年賀状を送つた。この熱病を鎮めるには貴下の友人サンビエール君の不老薬でも飲ませなければ駄目だろうと樞機官は答えた。神父はフルーリーの言葉を額面通り受取つて、私はヨーロッパの薬屋にすぎません、この名薬を施すのは名醫の仕事であると「平和案」の提唱を熱望した。フルーリーの返事は、五箇條を實行する前に先づ宣傳隊を送つて、締約國の君主に貴下を全ヨーロッパの薬屋として確認させる條文をつけるのをお忘れになりましたねというのであつた。これを解説するに、*Pax perpetua* 永久平和は「永眠」に通ずる。お前さんが永眠薬をヨーロッパ中の君主に飲ませて呉れば平和がくるというフザけた返事なのである。神父はなおもあきらめず、五箇條調印の利益をフランス王に教えるのには、げい下以外に宣傳隊を必要としない旨書き送つたが、これには回答がなかつたらしい。(Ouvrages de politique et de morale. t. XVI, p. 119 et p. 126.)

この年神父は舌が麻ひして湯治に行かねばならぬ身體であつた。そして一七四三年フルーリーと相前後して、腦溢血で死んだ。神父は八五歳、フルーリーは九十歳であつた。その間フランスはオーストリア王位繼承戦に巻き込まれ、戦には敗れなかつたが、財政・經濟を滅茶苦茶にした以外何も得るところがなかつた。その上マリヤテレサを支持したイギリスの友情を完全に失つた。ユトレヒト條約當時のフランスの外交方針は全く別の方向へ向つた。そして植民地問題でイギリスと干戈を交え七年戦争となり多くの領土を失つた。神父を笑つた者が笑われる時が來たのである。

第二節 内政問題

「永久平和」論考

«Discours sur la Polysynodie, Londres, 1718.»

サン・ピエールの學說の根本にあるもの、それは *Société* は機械であるという思考である。王權神授説はルイ十四世風と共に流行おくれとなり、國家は人間の創造物、各自がその獨立の一部を犠牲にして、より多くの利益、より少なき不幸をうるための一種の保險會社となつた。自然狀態と社會契約、こゝまでは神父を當時の學者と區別する何物もないが、彼はこの會社を人間が構成し、従つて各自の個性に左右される集團とは考えず、技師により組立てられ大衆に奉仕する機械だと考えた。偉大な帝王は理論的に存在し得るが、その場合にも幼少・病弱・老衰や彼に相應しい子孫を残さぬため國を危くすることがある。しかも偉大な帝王は事實上殆んどないとすれば、帝王が馬鹿でもチンでも間に合うような國家機械を組立てる必要がある。「永久平和」機構もこれ等バカチン族が調印した後には彼等と無關係に活動する機械なのである。

神父は彼の國家機械を、音痴の子供でもハンドルを回すだけで立派な音樂を聞かせることのできるパイプオルガンにたとえた。この機械が「一度び動き出せば、自動的に活動し、最大の公共利益に自から向つて行く。國家はその良好な構造のみによつて繁榮する。」(*Projet pour perfectionner le gouvernement des Etats*, p. 40.)

更に奇妙なことにはこの技師の組立てた機械が新品ではなく、中古のセットの部分品を取かえたもの、しかも取かえずに新品と見まがうような代物だということである。キリスト肖像をいぢつているうちにスターリンの似顔畫ができたというのが彼の著作に共通した特長である。それで特殊兒童ルイ十五世がハンドルをまわすパイプオルガンも、彼の論文が發表された年、くず屋に拂下げられる運命にあつたガラタ品即ちサン・シモン伯の評議會制度を元にし

て作られるのである。

「Polysynodie 又は複數制の評議會は國王及びその王國にとつて最も有益な内閣の形態である。」その特定のものに缺點があつたからといつて、一般的には執權政治よりはるかによい。攝政オルレアン公は各省に代えるに評議會をもつてしたが、更に司法・通商の二評議會を加えて八とする。これだけでは何の變哲もないが、ルソーをして「Polysynodieで問題となつてゐるのは一つの革命に外ならぬ」と叫ばせた二つの重大な變更を加える。一はこれ等評議會のメンバーを選擧によつて選ぶこと、二は王様に代つて王様の職能を果すべき總評議會又は最高評議會を設けることである。ルソーは之を解説して「……國王を持つあらゆる民族にとつて、國王なしにすまじうな統治形態を打ち樹てることは絶對に必要である。又、元首が自ら統治しうることが稀であるとの前提が立てば、もはや如何にして他人によつて統治しうるか問題になるだけであつて、ポリシノジー論の使命はこの問題を解決することにある。」

《Projet pour perfectionner le gouvernement des Etats, 1733》

本書において Polysynodie の政治機構は重大な變化をとげている。政府は四省とそれぞれに附屬する四評議會よりなる。最初の二省は「内部の」事務に關し、第三は外務省で、最後のは總理府となつており、評議會の仕事は「意見を與える」ことに限られてゐる。

本書においては政府の組織よりも、政治アカデミーと改善された選舉法 scrutin perfectionné に著目すべきであろう。政治アカデミーは定員四十名で官僚・貴族・聖職から採用された各々三十名よりなる三つの政治研究者團體から選出される。各政治研究者團體は夫々三名を選擧し、國王がその中より一名を選び定員に滿つる迄これを續ける。

空席を生じた場合も同じ方法による。その仕事は政治研究論文の審査・授賞と、評議會に候補者を送ることである。

アカデミーはその會員中より知事と参事院請願委員の候補者を國王に推薦する、知事と参事院請願委員はそれぞれ團體に別れ、仲間から評議員を選び、評議員も同僚中から大臣を選ぶというやり方である。この同僚の中から上役を選挙するという *Scrutin perfectionné* の方法を神父は文武官のあらゆる階級にまで及ぼし、買官と官職世襲の弊害を打破しようというのである。共和暦第八年霜月二十二日の憲法はこれによく似た選舉法を採用した。しかしその後はディドロの提唱した支那の考試制度が官吏採用に用いられている。しかし鐵や竹のカーテンの向うでは神父の制度に同情的だ。従つて *Scrutin perfectionné* の正當な評價は今後にまつべきであらう。

Polysynodie の歴史的考察。　ルイ十四世は自己に關せざる限り獨裁には懷疑的であつた。それで彼の死後行わべき攝政府に共和制をしくことにした。親王・功臣をもつて攝政會議を構成し、攝政會議長に甥のオルレアン公を置き、議事は投票により決定され、缺員の補充も投票によるというのである。又オルレアン公の權力を制ちゆうするためジュ・メーン公を幼王の教育係と定めた。

しかし國王の權力は死んだ時に消滅するので、この強大な君主の遺言も崩御の翌日、巴里高等法院で無効とされ、すべての權力は、ルイ十五世が死ねばその後繼者となる筈の、又、人爲的にその條件を作る可能性の多大であつたオルレアン公に集中された。攝政は最初イギリスの議會制度を模倣しようとしたが、結局、サン・シモン公の案を採用した。これは各省に代えるに評議會を以てし、メンバーは貴族から選ばれる筈であつたが、攝政は貴族の外に、官僚を加えた。責任が分散された上に、執行機關と議決機關をかねたこの評議會制がうまく運用される筈がなかつた。そ

れて神父の《Polysynodie》が發表された年に Polysynodie は廢止されたのである。

それでは何故神父はこの著書の出版に一七一八年を選んだか。神父の弟子で後に外務大臣になつたダルジャンソンは、神父が攝政の依頼によつてこの評議會制に末期の水を與え、香華を手向けたのだと主張する。ルーソーは神父が「攝政のシステムの缺陷を神父自身のシステムに對する反對論として巧みにも攻撃を加え、この反對論に對する回答という形式で、危險を招くことなしにそれ等の缺陷とその救済策を示したのである」と云つてゐる。(Jugement sur la Polysynodie.) この二つの意見は一見相反するようで、共に急所をつかんでゐる。

オルレアン公をかついだ野心家たちは、專制君主制でいためつけられた封建貴族の努力を挽回しようとするサン・シモン公一派と、新興ブルジョアジーを代辯するジュボアやジョン・ローの一派に分けられる。そして評議會制を攝政に採用させたのはサン・シモン派である。だからジュボアはこの制度を「舊宮廷の頭の空つぽの野郎どもによつて偶像化された代物」と罵つてゐる。且つジュボアはユトレヒト條約をまとめた上、神父が本書を發表する時にはスコッチウイスキーの飲みすぎで死んだアンヌ女王とトーリー黨に代つて親獨的なジョージ一世とホイッグ黨と交渉するためイギリスに行つてゐた。従つて評議會制の失敗には何の責任もない。むしろ本書は例の奇怪な手紙が示す通りジュ・メーン公やスペインのフィリップ五世をかつぐ封建貴族を政界から閉め出すための血の肅清を準備してゐたジュボアの意向をうけて評議會制に示された世襲貴族の無能振りを徹底的にたゞくことに目的があつた。「てめえ達は生れる以外には何の苦勞も知らねえ野郎だ」というフィガロの臺辭を思い出させる文句が Polysynodie にあふれてゐるのはそのためである。その筆がすべりすぎて王制そのものまで攻撃しジュボアの政敵によつて神父はアカデミーを

追放された。その代り、神父その他のスバイの提供した陰謀事件の證據に基きジュボアはイギリスとオルレアン公のためスペインに宣戰を布告し、ジュ・メーン公を捕縛し、オルレアン公の獨裁制をしいた。故に本書には選舉を政治機構に一般化して、買官・官職世襲の弊害を改めようとする建設的な面と、獨裁制下に共通な血なまぐさい政争を反映する二つの面があるのである。

第三節 財政問題

Projet de taille tarifiée, Paris, 1728.

フランスの小學生はサン・ピエール神父を「永久平和案」や *Polysynodie* の著者としてではなく、エピナル畫く肖像の下に「定率人頭税の父」という名で覺えている。當時惡税の標本とされていた人頭税を、所得の源泉に従つて税率を定め、申告制と扶養家族控除制によつて合理化され、我が國にも輸入されて分類所得税と名付けられた税制に變革したのは、わがサン・ピエール神父だからである。

攝政オルレアン公の最初の仕事は、浪費家ルイ十四世の借金 of 尻ぬぐいであつた。一七一五年十月四日攝政が各州へ送つた通牒は釣合の取れない、費用倒れの租税に苦しむ納税者の苦痛を輕減させるための覺え書を送るように「熱心な臣民」に訴えている。その頃神父は「冬期に道路をより利用できるようにする案」を書いていたので直ちに通牒に答えることができなかったが、この論文が終ると直ちに *Mémoire pour l'établissement de la taille proportionnelle, 1717.* (比例人頭税制定についての覺え書) を發表して、熱心な臣民たることを表明した。それから七年の間、本書に對する批評の検討、各地へ足をはこんでの實態調査、經驗をつんだ多くの徵稅吏との面談を経てでき上つたの

が(Taille tarifée)であり、神父の多くの案のうち存命中に成功を収めた殆んど唯一のものである。そこには黨派性、理論の空轉、數字マニヤ的傾向等、彼の著作に見出される缺陷が現れず、その長所たる透徹した合理主義と人道主義がみなぎっており、傑作を作り出している。

或る日神父は故郷サン・ピエール・エグリーズで左官屋の女房の暖爐を差押えた收税人達を呼びつけその冷酷さを批難した。ところが彼等の話を聞いてみると問題は極めて深刻である。彼等は徴税の下請けを無償で押つけられているのであり、天下りの割當てられた人頭税を完全にとらぬと押えられている彼等自身の牝牛や羊、牢屋にぶち込まれている仲間を取戻すことができないというのであつた。これでは日本以下である。

そこで神父は考えた。税の不合理は各人の年所得の總額が不明なことから生ずる。しかるに各人の所得を最も正確に知つてゐるのは各人自らである。従つて申告させるに限る。文字の書けぬ者には二人の證人に代筆させ、不申告者には徴税人の推定に四スウ加えたものを課し、不正申告には罰則をもうける。

こゝまでは Boissullebert の考えと大差ないが、神父は更に進んで所得の源泉を十七種に區別し、源泉の異なるに従い税率を變えるのである。且つ勤勞所得に對し扶養家族の控除を考え、徴税人を有給の專業者とした。

運命の皮肉といふか、神父の徴税案を採用したのはオルレアン公でもジュボアでもなく、彼をアカデミーから追放し、Club de l'entresol を閉鎖させた樞機官フルーリーであつた。一七三二年の參事院の通牒は神父の定率人頭税を採用することを知事に勤めている。この案が特に成功したのはピカルデーとリモーデであつた。そして恐らく「定率人頭税の父」なる名は、リモーデの知事アルベール・ド・トゥルネイが一七四〇年二月三日の條例と共に神父に送つ

た新税法の成功をたゝえた書翰の中で、「……私がこう申し上げるのは定率人頭税の父におもねるためではなく、眞理に對して證言するためである」という文句からでたのであらう。トゥルネイの税制改革はテュルゴに引繼がれた。ルイ十六世の大臣になる前、テュルゴも亦リモーデの知事であつた。その結果、神父の税制原理は一七六一年の定率課税の布告となり、その案を立てたのがテュルゴである。

第四節 經濟問題

Projet pour rendre les Chemins praticables en hiver, 1733. 「永久平和案」と平行して考えられた道路改善策に對し神父は一七〇八年には覺え書を、一七一五年にはパンフレットを充ててゐるが、(Mémoire sur les réparations des chemins, 10 janvier 1708.—Mémoire pour perfectionner la police sur les chemins, 6 septembre 1715.) 上掲書はこの要約である。

彼の目的は舊道の補修と道路の建設に莫大な國家豫算を組むことにある。だがこの支出は生産的な、餘りに生産的な投資であつて、八〇〇%で行つた投資に外ならない。前述の如く「概要」では五〇〇%となつてゐるこのゴムのよゝうに伸縮自在な生産的支出は富の流通における運送の役割の重要性を認識したからである。商品の價格を増大するのはその運送費である。それは現場では、石切場の石の如く殆んどたゞである。それ故、道路が改善されれば、「各各の馬は冬にも夏と同じく即ち四分の一だけ餘分に運搬する。そして同じ時間に四分の一餘分に道程を進むであらう。同様に、橋が餘分になれば、道程は非常に短縮される。」

交通の改善は軍事的にも非常に大切である。神父によれば將軍の主なる資格はスピードにある。作戰を迅速に行う

ためには道路の良好な状態が必要である。神父は中央に道路・運河事務統局を設け、州に知府の主宰する事務局を置き、又、土木學校の設置を提唱している。

Projet pour perfectionner le commerce de France, 1733. 「この著書の中で私は殆んど海上貿易についてのみ述べるであろう。それは陸上交易、製造工業が重要な考察に値しないからでなく、海上貿易がはるかに重要だからである。」且つ、「海上貿易の中、インド會社のそれは第一位を占めているから、特にそれについて詳説する」と附加えている。

神父はフランス貴族をイギリスの如く次第に海上貿易に吸収しようと考えた。それで商船學校の如き機關を設けて貴族の次三男坊を收容しようと計畫した。かゝる商業重視に對して、商業の優越によつて富を重ねようというのはフランスのなすべきことでない、ローマがカルタゴをやつつけたように武力の優越によつて商業國民を従えるのがフランスの仕事だと反對するものがあるが、これは全く「竹槍組の演説だ」(Discours des puits frivoles)と神父は答える。「彼等はヨーロッパの一般情勢について何も知らないのである。軍隊の優越は必ず金力の優越のあるところに存し、この優越は商業國民に屬するのである。」わが平和の使徒は同時に富國強兵論者だということを讀者は記憶してもらいたい。

結 尾

サン・ピール神父はユトレヒト條約を基礎としてヨーロッパに永續的平和を確保すると同時に、フランスの復興を政治・財政機構の改革と商業、特に海上貿易、その中でもインド會社の振興に求めたといえる。七年戦争後に展開さ

れたフィジオクラートの運動には、同じく國際協調主義に立つとはいへ、イギリスと海上の霸權を争うだけの元氣は全然なくなっている。ユトレヒト條約のころにはフランスは廣大な植民帝國を持つていたし、ルイ十四世以來、ポルトガルと肩代りしてローマ教會から海外布教權をえていたから、イギリスと事をかまえず、ヨーロッパに事を起さず海外雄飛に専念しようという「永久平和案」は當時のフランスにとつてまことに時宜に適したものであつた。又ヨーロッパの *status quo* を基礎とした即ちユトレヒト條約を土臺とした國際仲裁・調停機構を提唱することはヨーロッパにおけるフランスの立場を少しも不利にするものでない。ユトレヒト條約によりフランス、スペイン兩國に課せられた大きな條件は兩國の王冠が同一人の頭上に乘せられぬということであるが、フィリップ五世はルイ十五世の最も近い肉親であり、十五世に萬一の場合があればフランス王になる可能性が充分にあつたが、彼には先妻にも後妻にも男子があり彼が死んでもルイがスペイン王になることはありえない。従つてこの條件は攝政オルレアン公の地位を保證する働きをするだけであつて、少しも不利な作用をしない。かく考察してみると神父の案はヨーロッパ全體の利益という形で巧妙にフランスの或はオルレアン公の利益を主張したものであつて、多くの論者のように彼を夢想家というのは間違いで、むしろ非常なレアリストである。

以上の如き政治的考慮をはなれて、學術的見地から神父のヨーロッパ同盟の組織を見る場合、そこに相互保險乃至協同組合の原理がはつきり出ていることに氣がつく。これは株式會社ではない。所有株數に應じて議決權が與えられるのでなく、大國も小國もおしなべて一票與えられる。同盟の維持費つまり保險料を各國の財政狀態に應じて支出させる點に問題はあるが、被保險者たる國王が各王冠の價値に應じて保險料を支拂う、王冠相互保險組合と考えてよか

ろう。又ヨーロッパ同盟がトルコと戦つて勝つた場合、奪つた土地は同盟の財産となり、そこから上る税収入は提供した軍隊の人数に應じて各國が支拂う同盟維持費の引下げに用いられる。勞働日數に應じて利益が分配される勞働者生産組合みたいなものである。

フランスにおける相互保險は十九世紀のはじめノルマンディーの地主の間にできた家畜や霜害の保險がはじまりだとされている。生産組合はナポレオン戦争後に起つた。それ以前の相互主義はフロリヤンの「盲人といざり」の寓話のように、盲人がおぶつていざりが見れば道が歩けるという相互扶助で、相互に受ける利益と支拂う犠牲とが嚴密には一致しないと説かれているが、神父のヨーロッパ同盟案を見ると從來の説明が怪しくなる。何れにせよ、サン・ピエール神父の「永久平和案」は國際平和をいさゝかの感傷も交えず、全くソロバンづくの相互主義で解決しようとした獨得な學説といふことができる。